

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年3月11日

1 入札に付する事項

(1) 件名

一般廃棄物（可燃ゴミ）収集運搬業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県庁本庁舎外一般廃棄物（可燃ゴミ）収集運搬業務
一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書による。

(4) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

(5) 委託業務の履行場所

愛媛県庁本庁舎、議事堂、松山庁舎、美術館、警察本部、警察本部第二庁舎

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県内に本社・本店を有する者であること。

- (3) 松山市的一般廃棄物収集運搬許可業者であり、収集運搬車両（4トン車）を2台以上保有する者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (5) 4（3）アに掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県総務部総務管理局財産活用推進課施設管理グループ

〒 790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 （089）912-2153

- (2) 入札書の提出日時

令和7年3月26日（水）9時30分

- (3) 入札説明書の交付方法

（1）に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和7年3月26日（水）9時30分

愛媛県庁本館1階 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金

を納付しなければならない。

ウ 過去2年間に、国、地方公共団体等と同種類の契約を締結し、履行した実績を確認できる書類の提出があり、愛媛県会計規則（昭和45年規則第18号。以下「規則」という。）第137条、第154条又はその両方の規定に該当すると認められた者については、入札保証金、契約保証金又はその両方の納付を免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、[令和7年3月19日（水）15時00分](#)までに2(3),(4)を証明できる書類を提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は封入して提出しなければならない。

ウ 過去2年間に、国、地方公共団体等と同種類の契約を締結し、履行した実績を確認できる書類の提出があり、愛媛県会計規則（昭和45年規則第18号。以下「規則」という。）第137条、第154条又はその両方の規定に該当すると認められた者については、入札保証金、契約保証金又はその両方の納付を免除する。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされること

となるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札を行つた他の者のうち最低価格をもつて入札を行つた者を落札者とすることがある。

については、次の事項に留意すること。

- ア 調査基準価格が設定されていること。
- イ 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は落札者の決定を保留し、低入札価格調査の終了後に入札結果を通知すること。
- ウ 低価格入札者は、最低価格入札者であつても必ずしも落札者とならない場合があること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。